射水市介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）通所型サービスＣ

（生活機能向上のための短期集中型サービス）業務委託仕様書

１　業務名

　　射水市介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）通所型サービスＣ（生活機能向上のための短期集中型サービス）業務（以下、「通所型サービスＣ業務」という。）

２　目的

　運動器の機能低下がみられる者が、専門職の指導を受けながら短期集中的にトレーニングすることで、生活機能が向上し自立した生活が営めるようになることを目的とする。また、プログラムが終了し介護保険（総合事業）から卒業した後も、自主的に継続できる運動の実施や、スポーツクラブ及び地域で行っている運動教室への参加を促し、継続した運動習慣が定着することで、機能維持が図られることを目指す。

３　事業内容

　生活機能の向上を図る観点から、専門職の指導のもと、生活動作の改善や筋力トレーニング、ストレッチなどを組み合わせた個別メニューを提供する。また、自宅での運動に関しても提案し、事業が終了した後も自身で機能維持できるようサービスを実施する。

事業実施の流れについては、別紙１「通所型サービスＣ業務実施の流れ」のとおり

４　契約期間　令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで

５　対象者

　要支援認定者又は事業対象者のうち、運動器の機能が低下（基本チェックリストのＮｏ．６～１０のうち、３つ以上に該当）しており、専門職の指導を受けながら短期集中的にトレーニングすることで、生活機能の向上が見込め自立した生活が営める者

６　実施場所

　　受託事業者が準備する場所

（最低でも３㎡×利用定員を確保）

※　場所を借りて実施することも可能だが、賃借料は別途支払わない（委託料の中に含める）。

※　事業は独立して実施するものとする。なお、同一敷地、建物で実施されている他の事業（通所型サービスＣ事業業務以外の事業）の提供時間帯に同一の場所を使用して通所型サービスＣ事業業務の提供を行うことも可能だが、通所型サービスＣ事業業務と他の事業とでプログラム等を明確に区分するとともに、通所型サービスＣ事業業務、他の事業相互に支障のないようにする。また、他の事業の提供時間帯に同一の場所を使用して通所型サービスＣ事業業務を提供する際も、面積要件については、通所型サービスＣ事業業務の利用定員のみで３㎡×利用定員以上の面積要件を満たさなければならない。

７　プログラムの実施期間及び回数

・　利用者１人につき、週２回の運動プログラムを３か月間実施（計２２回）

（計２２回の中には、利用者の状態把握や体力測定、プログラム作成、終了後の振り返り等を含む。）

・　１回当たり１時間半以上～半日程度

（メディカルチェック、運動前ストレッチ、休憩、クールダウン等を含む。）

（送迎時間除く。）

・　利用者がサービスを必要なときに随時利用できるよう、毎月初めにはサービスを利用できる体制とする。

（開始は必ず月初めからとする。）

８　送迎

　　受託事業者において実施（送迎業務を再委託により行うことも可能）

９　食事、入浴

提供しない

１０　人員基準

　　　次の各号のいずれかに該当する者１人以上

　　(1)　理学療法士

　(2)　作業療法士

　(3)　保健師

　　(4)　看護師または准看護師

　　(5)　柔道整復師

　　(6)　あん摩マッサージ指圧師

　　(7)　健康運動指導士として公益財団法人健康・体力づくり事業財団から登録を受けた者

　　(8)　健康運動実践指導者として公益財団法人健康・体力づくり事業財団から登録を受けた者

　　(9)　前各号に掲げる者に相当する者として市長が認める者

※　補助的に上記資格を有さない者（介護職員等）がサービス提供する場合は、上記有資格者の指導のもとであればサービス提供可能。ただし、利用者の個別サービス計画の作成、評価等に関しては上記有資格者が行う。

※　通所型サービスＣ事業業務の提供時間を通じて専ら当該通所型サービスＣ事業業務の提供に当たる上記有資格者又は上記有資格者の指導のもとで従事する者（介護職員等）の数を１以上確保しなければならない。なお、これは通所型サービスＣに従事する者の最小限必要な人数として定めたものであり、業務の実態に応じて必要な員数を配置するものとする。

１１　設備基準

　　　事業を行う場所は、受託事業者が準備し、最低でも３㎡×利用定員を確保する。

　　　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備が整った場所とし、また事業の提供に必要なその他の設備及び備品等を備える。

１２　運営基準

(1)　事故発生を未然に防止するための安全対策を講じるとともに、万が一事故が発生した時は速やかに適切な対応を行い、家族、地域包括支援センター及び市へ連絡、報告する。

(2)　利用者がサービスの利用を開始する際は、受託事業者が利用者の健康状態や医学的観点からのリスク、留意事項等を収集、把握するとともに、毎回サービス開始前には体調の聞き取りやバイタルチェックからプログラムの実施可否を判断し、運動中も利用者に体調の異変がみられた場合は直ちにサービスを中止する等適切に対処する。

(3)　受託事業者の責に帰すべき事由で発生した事故により生じた損害については、賠償に応じられる体制を整備する（損害賠償保険への加入等）。

(4)　従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策を講じる。

(5)　利用者の使用する施設及び備品等の衛生的な管理に努めるとともに、感染症発生時にはすみやかに事業を休止し、適切な対処及び家族、地域包括支援センター、厚生センター及び市へ連絡、報告する。

　　(6)　個人情報の取り扱いには十分注意し、従事者又は従事者であった者が正当な理由なく利用者の秘密を漏らさないよう必要な措置を講じるとともに、通所型サービスＣ事業業務を提供するに当たり個人情報の利用及び外部への提供が必要な場合は、利用者又はその代理人から書面で了承を得るなど、利用者等から疑念を抱かれることのないよう適切に対処する。

(7)　通所型サービスＣ事業業務に関する諸記録を整備し、委託事業の終了後２年間は保存する。

　　(8)　その他、運営に関しては、射水市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第一号訪問事業等実施要綱（平成２９年射水市告示第５６号）第４章　通所介護相当サービス　第３節　運営に関する基準に準じる。

１３　利用者１人当たりの委託料等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受託業務に従事する従事者の資格要件 | 委託業務に係る費用 | 利用者負担金（１割） | 委託料（保険者負担額） |
| ア　１０　人員基準の(1)又は(2)に該当する者が受託業務に従事する場合イ　１０　人員基準の(3)から(9)までのいずれかに該当しており、定期的に適切な研修を修了している者が受託業務に従事する場合 | ３０，０００円（１月当たり） | ３，０００円（１月当たり） | ２７，０００円（１月当たり） |
| ウ　１０　人員基準の(3)から(9)までのいずれかに該当する者が受託業務に従事する場合　（イに該当する場合を除く） | ２８，０００円（１月当たり） | ２，８００円（１月当たり） | ２５，２００円（１月当たり） |

※　アからウまでについて、「受託業務に従事する場合」には、それぞれアからウまでに規定する人員基準に該当する有資格者の指導の下、当該人員基準に該当する資格を有さない者がサービス提供に従事する場合を含む。ただし、利用者の目標及び支援内容を定めた個別サービス計画の作成や、利用者の評価については、当該人員基準に該当する有資格者が行う。

※　イについて、「適切な研修」とは、運動器リハビリテーションに関する理論、評価法等に関する基本的内容を含む研修会であって、関係学会等により開催されているもの（日本運動器リハビリテーション学会の行う運動器リハビリテーションセラピスト研修、全国病院理学療法協会の行う運動療法機能訓練技能講習会）を指す。

１４　委託料の支払方法

　　　毎月受託事業者からの実績報告に基づき支払う。

１５　その他

　　　本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行い、指示を仰ぐこと。